

大瀬康介議員に対する懲罰動議

上記の動議を提出する。

令和元年12月7日

墨田区議会議長

田 中 邦 友 様

提出者	墨田区議会議員	加 藤 拓
同	木 内 清	
同	樋 口 敏 郎	
同	佐 藤 篤	

大瀬康介議員に対する懲罰動議

下記の理由により、大瀬康介議員に懲罰を科されたいので、地方自治法第135条第2項及び会議規則第106条の規定により動議を提出する。

記

令和元年12月5日の産業都市委員会において、大瀬康介議員が理事者に対し、向島の料亭での個人的な遊興の経験の有無を問う質問を行ったが、これは「他人の私生活にわたる言論をしてはならない」と定める地方自治法第132条に明確に反している。

このような法に反し、議会の品位を貶める発言が横行することは断じて容認することができないため、大瀬康介議員に対し、懲罰を科されるよう求める。